

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(平成二十五年度及び平成二十六年 度における保険料の所得割額の算 定の特例)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感 染した被保険者等に係る傷病手当 金)</p> <p>第八条 区は、令和二年一月一日 から同年九月三十日以後の規則で 定める日から起算して一年六月を 経過する日までの間、第五条に定 めるもののほか、次条から付則第 十一条までに定めるところにより、 傷病手当金を支給する。</p> <p>第九条 給与等(所得税法第二十 八条第一項に規定する給与等をい い、賞与(健康保険法第三条第六 項に規定する賞与をいう。)を除く。 以下同じ。)の支払を受けている 被保険者が療養のため労務に服す</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(平成二十五年度及び平成二十 六年における保険料の所得割額の 算定の特例)</p> <p>第七条 (略)</p>

ることができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3| 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第十条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けられることができる者に対しては、これを受けられることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第十一条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けられることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2| 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区国民健康保険条例付則第八条から第十一条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から同年九月三十日以後の区規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。